

聖籠町告示第25号

聖籠町子ども家庭相談センター事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成27年3月31日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町子ども家庭相談センター事業実施要綱の一部を改正する告示
聖籠町子ども家庭相談センター事業実施要綱（平成26年聖籠町告示第23号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「相談センターには」の次に、「センター長」を加え、同条に次の1項を加える。

2 センター長は、子ども教育課長補佐をもって充てる。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。